

委第2号議案

東大和市議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和3年9月6日

提出者

東大和市議会議会運営委員会

委員長 東 口 正 美

東大和市議会会議規則の一部を改正する規則

東大和市議会会議規則（昭和46年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第2条中「疾病、出産その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後9週間（多胎妊娠の場合にあつては、10週間）を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第81条中「疾病、出産その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後9週間（多胎妊娠の場合にあつては、10週間）を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第96条の2中「疾病、出産その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 派遣委員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後9週間（多胎妊娠の場合にあつては、10週間）を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第156条の2中「疾病、出産その他の事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の1項を加える。

2 派遣議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の7週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後9週間（多胎妊娠の場合にあつては、10週間）を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。